

令和7年8月9日

横浜市中区住吉町4-45-1  
関内トーセイビルⅡ 7階  
弁護士法人仁平総合法律事務所  
株式会社FJネクスト及び三信住建株式会社  
代理人  
弁護士 [REDACTED] 様  
弁護士 [REDACTED] 様  
弁護士 [REDACTED] 様

**代理人弁護士らに対する近隣住民の素朴な意見及び感想  
に対する回答（矜持）についての再意見**

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[REDACTED]

洋光台三丁目町内会長

[REDACTED]

冠省

昨日、「代理人弁護士らに対する近隣住民の素朴な意見及び感想」(令和7年7月26日付け)に対する、貴代理人弁護士らの矜持に関する「ご回答」なる書簡を受領した。

その書簡は、今まで同様、「…必要性がないものと考ええます。」、「…回答を差し控えさせていただきます。」の繰り返しで、貴殿等の矜持らしき記載はなかった。

本件は、近隣住民は何も悪いことはしていない、何も罪を犯していない事案である。それに比べ、貴代理人弁護士らは、一部上場企業の子会社の責任者らが、自らの開発事業計画の説明責任を果たさずに逃避している事案の代理人として、依頼人の説明責任からの逃避行動に協力・加担しているものである。

即ち、本来の救済の対象は近隣住民であって、説明責任から逃避している上場企業の子会社らではない。経済的にも、人的にも、専門的な知識も圧倒的な強者である者が、

住民の前から逃げ果せる手助けを行うことは、弁護士本来の業務とは言えない。

近隣住民は、昨年の5月以来、一貫して、建築主 FJ ネクストらが示した資料に関して、その内容が判然としないことから、説明会の開催を要請しているに過ぎないものである。その点に関しては、横浜市建築局の二つの課の担当者の理解の下、FJ ネクストに対し再三に渡り、ご指導頂いた。然も、令和6年7月11日の呼び出しの際は、開発事業本部長兼執行役員（現取締役）が、横浜市建築局の担当部長から、説明会開催の要請を直接受けたにも関わらず、理由なく、頑なに拒否し続け、現在もその状態が継続している。

近隣住民は、突然降って湧いた工事計画に関し、情報弱者の立場である。他方、建築主 FJ ネクストは、開発事業に関しプロの集団であり、自らの開発事業を行う為に作成した資料に関し、説明責任を果たすのは当たり前の立場にある。

当たり前のことを、当たり前に行えない開発事業者に対し、近隣住民、周辺住民及び洋光台三丁目町内会が理解・協力すること等は、あり得ないことである。その原因は、上記のとおり、開発事業者自らが、行うべき説明責任を放棄したからである。

貴代理人弁護士らの受任に至る経過は、近隣住民の知らぬところであるが、依頼人である FJ ネクストと近隣住民の間での数々の約束事に関し、具体的な事実を基に、「弁護士が就いたら約束事を反故にする法律は、日本国には存在するのか？」と素朴な質問をしても、「回答を差し控える。」、「回答の必要性がないものとする。」等、貴殿らは近隣住民と真摯に向き合わず、その結果、近隣住民の更なる不安を煽っている。

貴代理人弁護士らは、最後の最後まで、近隣住民から「弁護士が就いたら約束事は反故になる法律はあるのか？」の質問に関して、法律家でありながら、その見解を明らかにせず逃避し続けた。言うまでもなく、弁護士が介入しようとも、当事者間の約束事を反故にできる筈もなく、本件においては、依頼主 FJ ネクストが近隣住民と交わした数々の約束事を反故にするための緩衝材として、貴代理人弁護士らは機能している。

貴代理人弁護士らから送られてきた土壌汚染に関する4件の資料及び変更計画と題する資料の合計5件の書類に関しては、貴代理人弁護士らは、その内容を理解していないことから、住民が質問をしても、真面目な回答は一切できず、「当方としては、送付した資料で説明を果たしていると考え。」とのワンフレーズで回答を済ませた。代理人として送付してきた資料であるから、住民からの説明要請に応えるべきところ、上記回答で誤魔化し続け、説明会の開催要請は連続12回の拒否を続け、同時に、貴殿らへの面談要請も「現段階では、必要と考えていない。」と連続3回の拒否を続けている。

代理人でもある貴法律事務所の所長は、10数年前に横浜弁護士会（現神奈川弁護士会）の会長に就任していた賢者である。そうすると、今までの対応は、弁護士の模範となるべき者の所業と思えぬものであり、改めることを要請する。

最後に、本件は、開発事業者が、提示した資料の説明をしないのなら、事業計画から撤退する事案であることを申し添える。依頼人と熟慮されたい。 不一

※ 本書簡は、個人情報保護をうけて、ホームページに開示します。